2026年11月18日

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
ビーウィズ株式会社
代表取締役社長 飯島 健二

吸収分割に関する事前開示事項
（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面）

当社は、ビーウィズ・ドゥ株式会社（住所：東京都新宿区西新宿三丁目7番1号、以下「ビーウィズ・ドゥ」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、ビーウィズ・ドゥを吸収分割承継会社とし、2027年1月1日を効力発生日として、当社のビジネスサポート部シェアードサービスユニットにおいて実施している業務支援機能に係る事業に関する権利義務をビーウィズ・ドゥに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関する契約を締結いたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
   吸収分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）
   本吸収分割に際して、ビーウィズ・ドゥから当社に対し、株式その他の金銭等の交付を行いません。ビーウィズ・ドゥは、当社の完全子会社であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）
   該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
   該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）
   (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

ビーウィズ・ドゥは2026年9月1日に設立され、本書面の備置開始日現在、最終事業年度が終了していません。ビーウィズ・ドゥの成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ビーウィズ・ドゥは2026年9月1日に設立され、本書面の備置開始日現在、最終事業年度が終了していません。同社の成立の日以降、本書面の備置開始日までに、同社の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社

当社の最終事業年度末日（2026年5月31日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後においても、当社の債務については、履行の見込みがあると判断いたしました。

(2) ビーウィズ・ドゥ

ビーウィズ・ドゥは2026年9月1日に設立され、本書面の備置開始日現在、最終事業年度が終了していません。本吸収分割において、ビーウィズ・ドゥは当社の債務を承継せず、また、2026年9月1日現在のビーウィズ・ドゥの財産及び債務の状況、本吸収分割により承継する資産、負債その他の権利義務の内容並びに本吸収分割後の事業計画等を踏まえると、本吸収分割後においても、ビーウィズ・ドゥの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以降において、ビーウィズ・ドゥが負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後においても、ビーウィズ・ドゥの債務については、履行の

見込みがあると判断いたしました。

以上

別紙１　吸収分割契約書

（添付のとおり）



吸収分割契約書

ビーウィズ株式会社（本店所在地：東京都新宿区西新宿三丁目７番１号。以下「甲」という）とビーウィズ・ドゥ株式会社（本店所在地：東京都新宿区西新宿三丁目７番１号。以下「乙」という）は、甲の営む事業の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という）を締結する。

（本吸収分割の目的）

第1条　甲は、障がい者雇用の安定的な継続、障がい者の特性に応じた就労環境の整備、ならびにグループ内業務の受託範囲および業務領域の拡大を目的として、甲のビジネスサポート部シェアードサービスユニットにおいて実施している業務支援機能に係る事業（以下「本対象事業」という。）を乙に承継させる。

２．乙は、本吸収分割により承継する事業を、乙の独立した事業として遂行するものとし、当該事業に従事する従業員の雇用管理、業務遂行体制および事業運営について主体的に責任を負うものとする。

３．本吸収分割は、甲が乙について特例子会社としての認定申請を行うための事業基盤および雇用管理体制を整備することを目的の一つとする。ただし、本契約は、当該認定の取得を保証するものではない。乙は、甲による当該認定申請に必要な協力を行うものとする。

（吸収分割の方法）

第2条　甲は、本契約に定めるところに従い、会社法に基づく吸収分割の方法により、次条に定める対象事業に関して有する権利義務の全部または一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（対象事業）

第3条　甲は、乙に対し、本吸収分割により本対象事業を承継する。

２．本対象事業には、次の各号に掲げる業務を含むものとする。

（１）　庶務関連業務
（２）　清掃関連業務
（３）　喫茶・給茶その他職場環境整備関連業務
（４）　その他の社内業務支援
（５）　上記（１）ないし（４）に付随または関連する業務

３．前項各号に掲げる業務であっても、本契約または別紙「承継権利義務明細表」において乙への承継対象から除外するものとして定めたものは、本対象事業に含まれないものとする。

（承継する資産）

第4条　乙は、本吸収分割の効力発生日において、甲が本対象事業に関して有する別紙「承継権利義務明細表」の「１．資産」に定める資産を承継する。

２．甲が保有する不動産、情報システム、ネットワーク、PC、OA機器その他の設備等については、別紙「承継権利義務明細表」の「１．資産」において承継資産として記載されたものを除き、乙に承継されないものとする。

３．乙が本対象事業の遂行にあたり、甲の施設、情報システム、ネットワーク、PC、OA機器その他の設備等を利用する場合、その利用条件、費用負担および管理方法については、甲乙間で別途締結する施設利用契約、IT・インフラ利用契約その他の契約に定めるものとする。また、乙の本店所在地を本吸収分割の効力発生日以降も甲の事業所内に置く場合における当該事業所の使用の条件についても、同様とする。

４．甲は、別紙「承継権利義務明細表」の「６．情報等」に定めるとおり、本件事業に関するもので、本件事業の運営上必要と認められる情報等を乙に移転し、乙はこれを承継するものとする。

（承継する債務）

第5条　乙は、本吸収分割の効力発生日において、甲が本対象事業に関して負担する債務のうち、別紙「承継権利義務明細表」の「２．負債」に定める負債を承継する。

２．前項に定める負債を除き、甲が本対象事業に関連して負担する債務、偶発債務、未払債務、損害

賠償債務その他一切の債務は、乙に承継されないものとする。

3．前項の定めにかかわらず、法令上当然に乙が承継するものとされる債務（乙が甲から承継する労働契約に基づく賃金債務等が含まれるがこれに限られない）がある場合には、当該法令の定めに従う。

4．効力発生日前の事由に起因して生じた債務のうち本契約により乙に承継されないものについて、乙が法令の定めまたは第三者への弁済その他の理由により負担した場合には、甲は、乙の請求に基づき、乙が負担した金額その他乙に生じた損害等を補償するものとする。

（契約上の地位等の承継）

第6条　乙は、本吸収分割の効力発生日において、甲が本対象事業に関して有する契約上の地位、権利および義務のうち、「承継権利義務明細表」の「４．契約上の地位」に定めるものを承継する。

2．契約相手方の承諾、通知その他の手続を要し、または承継により契約相手方に解除権その他の権利が生じ得る契約については、甲および乙は協力して、効力発生日までに承諾の取得その他必要な手続を行うよう努めるものとする。

3．前項の承諾または手続が本吸収分割の効力発生日までに完了しない場合であっても、当該契約に係る契約上の地位は法令の定めに従い効力発生日に乙に承継されるものとする。この場合、甲および乙は協力して、当該契約に基づく解除権の発生その他の不利益を回避するため、契約相手方との調整その他必要な措置を講ずるものとする。

（労働契約の承継）

第7条　乙は、本吸収分割の効力発生日において、本対象事業に主として従事する甲の従業員のうち、「承継権利義務明細表」の「３．雇用契約」に定める者との間の労働契約上の地位を承継する。

2．前項に定める労働契約の承継については、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」という）その他関係法令に従い、甲が必要な通知、協議その他の手続を実施するものとする。具体的には、甲は、労働契約承継法第２条に基づく通知に先立ち、同法第７条に定める労働者の理解と協力を得るための措置（甲の労働組合または労働者の過半数を代表する者との協議その他の措置）を行うとともに、本対象事業に従事する個々の従業員に対し、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第５条に基づく協議（承継の有無、承継後の業務内容その他労働契約の内容に関する協議）を行うものとする。

3．前項の協議の結果、次の各号のいずれかに該当する従業員から労働契約承継法第４条第１項または第５条第１項に基づく異議の申出があった場合、当該従業員に係る労働契約の承継の有無は、同法の定めるところに従うものとする。

（１）　本対象事業に主として従事する従業員であって、「承継権利義務明細表」の「３．雇用契約」に承継対象として記載されなかった者

（２）　本対象事業に主として従事しない従業員であって、「承継権利義務明細表」の「３．雇用契約」に承継対象として記載された者

4．承継対象従業員にかかる労働契約およびその内容となる労働条件は、本吸収分割の効力発生日の前日における甲の労働条件をそのまま承継するものとし、承継後に労働条件を変更する場合には、乙は、就業規則の変更その他労働関係法令に定める手続を経るものとする。

5．本条に定める事項のうち、労働契約承継に係る個別具体的な説明、通知、協議、意向確認その他の従業員対応については、甲の人事部が中心となって実施するものとし、乙はこれに協力する。乙は、承継後の就労環境の整備状況その他特例子会社としての事業運営に関する説明について、甲と連携し、対象従業員の理解を得るよう努めるものとする。

6．前項までに定める承継対象従業員は、本吸収分割の効力発生日時点において「承継権利義務明細表」の「３．雇用契約」に定める者（甲のビジネスサポート部シェアードサービスユニットにおいて主として従事し、第一回として乙に承継される者）に限るものとする。

7．甲のビジネスサポート部クリエイション支援ユニット（全国拠点における業務支援機能）に従事する有期雇用従業員その他前項に含まれない従業員に係る労働契約の承継については、労働契約承継法の定めにより乙に承継されるものを除き、本契約の対象としない。甲および乙は、2027 年６月１日を目途に、当該事業を対象とする吸収分割契約（以下「第二回吸収分割契約」という）を別途締結し、当該契約に基づき承継の要否、範囲、時期および方法を定めるものとする。ただし、特例子会社としての認定手続その他の事情により、当該時期は変更されることがある。

（許認可、届出等）

第8条　「承継権利義務明細表」の「５．許認可等」に定める、本対象事業の遂行に必要な許認可、届出、登録その他の行政上の手続がある場合、甲および乙は、法令上可能な範囲でこれを乙に承継させ、または乙が必要な取得、変更、届出その他の手続を行うものとする。

２．前項の手続について、甲および乙は相互に必要な協力を行うものとする。

（吸収分割に際して乙が甲に交付する対価）

第9条　乙は、本吸収分割に際し、甲に対して株式、金銭その他の財産を交付しないものとする。

（効力発生日）

第10条　本吸収分割の効力発生日は、2027年1月1日とする。ただし、手続の進行、関係官庁、法務局、金融機関その他関係者との調整状況、またはその他やむを得ない事由により必要がある場合、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、甲および乙は、会社法所定の手続（効力発生日の変更に係る公告等を含む）に従い、必要な手続を行うものとする。

（会社分割手続）

第11条　甲および乙は、本吸収分割の実行に必要な取締役会決議、債権者保護手続、公告、催告、登記その他会社法および関係法令上必要な手続を行うものとする。

２．甲は、本吸収分割が会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当する場合には、同項の定めに従い、株主総会の承認を経ずに本吸収分割を行うことができるものとする。

３．前項の適用の可否については、甲が必要な確認を行い、その根拠を取締役会資料その他の社内承認資料に明記するものとする。

４．乙は、本吸収分割が会社法第796条第1項に定める略式吸収分割または同条第2項に定める簡易吸収分割に該当する場合には、当該各項の定めに従い、株主総会の承認を経ずに本吸収分割を行うことができるものとする。ただし、本吸収分割が会社法第796条第2項ただし書に規定する場合に該当するとき、その他乙が必要と認めるときは、乙は、株主総会の決議（会社法第319条第1項による決議の省略を含む）により本吸収分割の承認を受けるものとする。

５．前項の適用の可否については、乙が必要な確認を行い、その根拠を取締役会資料その他の社内承認資料に明記するものとする。

６．甲は、上場会社として、本吸収分割の実行にあたり、甲の株式を上場する金融商品取引所の定める適時開示規則その他甲が上場会社として遵守すべき法令および規則に基づき、必要な開示手続を行うものとする。

（競業避止義務の不適用）

第12条　甲は、本吸収分割後においても、本対象事業と同種または類似の事業を営むことができるものとし、会社法第21条その他の法令に基づく競業避止義務を負わないものとする。

（本対象事業の運営）

第13条　乙は、本吸収分割の効力発生日以降、本対象事業を自己の責任と判断において遂行するものとする。

２．甲は、乙に業務を委託する場合、乙との間で別途業務委託契約を締結し、当該契約に基づいて乙に対し業務を発注するものとする。

３．前項の場合において、甲は、乙の従業員に対して直接の指揮命令を行ってはならず、乙の業務管理責任者その他乙が指定する者を通じて業務上の依頼、協議または調整を行うものとする。

４．乙が甲に対し、経理、総務その他のバックオフィス業務の一部を委託する場合、その範囲、費用、責任分界および指揮命令関係については、甲乙間で別途締結する業務委託契約に定めるものとする。

（関連当事者等取引）

第14条　甲および乙は、本吸収分割ならびに本吸収分割後に甲乙間で締結される業務委託契約、施設利用契約、IT・インフラ利用契約その他の契約について、関連当事者取引として必要な社内承認、取締役会の承認および報告、開示その他の手続がある場合には、これを適切に実施するものとする。

２．甲乙間の取引条件は、取引内容、費用負担、役務の内容その他の事情を踏まえ、合理的な条件となるよう定めるものとする。

（善管注意義務および協力義務）

第15条　甲および乙は、本吸収分割の効力発生日までの間、本対象事業の価値を毀損しないよう善良なる管理者の注意をもって本対象事業を管理し、本吸収分割の円滑な実行に必要な協力を行うものとする。

（表明および保証）

第16条　甲は、乙に対し、本契約締結日および効力発生日において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

（1）　甲は、本契約を締結し、本吸収分割を実行するために必要な権利能力および行為能力を有していること。

（2）　本契約の締結および履行は、甲の定款、社内規程、法令または甲を拘束する契約に違反しないこと。

2．乙は、甲に対し、本契約締結日および効力発生日において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

（1）　乙は、本契約を締結し、本吸収分割を実行するために必要な権利能力および行為能力を有していること。

（2）　本契約の締結および履行は、乙の定款、社内規程、法令または乙を拘束する契約に違反しないこと。

（前提条件）

第17条　本吸収分割の効力発生は、次の各号に掲げる事項が効力発生日までに充足されていることを条件とする。

（1）　甲および乙において、本吸収分割の実行に必要な機関決定が完了していること。

（2）　会社法その他関係法令に基づく債権者保護手続その他必要な手続が完了していること。

（3）　本対象事業に係る承継資産、承継債務、承継契約および承継対象従業員が確定していること。

（4）　労働契約承継に関する必要な通知、協議その他の手続が実施されていること。

（5）　その他甲乙が別途合意する前提条件が充足されていること。

2．前項各号に掲げる事項のいずれかが効力発生日までに充足されない場合、甲および乙は、第10条または次条の定めに従い、効力発生日の変更または本吸収分割の中止について協議するものとし、別途合意しない限り、本吸収分割の効力は生じないものとする。

（条件の変更および本吸収分割の中止）

第18条　本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変、法令改正、行政指導、関係官庁との協議、会計・税務上の取扱い、労務上の事情その他本吸収分割の実行に重大な影響を及ぼす事由が生じた場合、甲および乙は誠実に協議し、その合意により本契約の内容を変更し、または本吸収分割を中止することができる。

2．前項の場合、甲および乙は、相手方に対して損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求をしないものとする。ただし、相手方に故意または重大な過失がある場合はこの限りでない。

（費用負担）

第19条　本契約の締結および本吸収分割の実行に要する費用の負担については、各自の負担とする。ただし、甲乙が別途合意した場合はこの限りでない。

（機密保持）

第20条　甲および乙は、本吸収分割に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、人事上その他一切の非公開情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、法令、金融商品取引所規則、官公庁、裁判所その他公的機関の要請に基づき開示する場合はこの限りでない。

（協議事項）

第21条　本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関して疑義が生じたときは、甲および乙は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議しこれを解決するものとする。

（準拠法および管轄裁判所）

第22条　本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約の履行および解釈に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を書面で２通作成し、甲乙合意の後、各々記名押印もしくは署名捺印の上、各１通を保管する。または、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2026年11月6日

甲：東京都新宿区西新宿三丁目７番１号
ビーウィズ株式会社
代表取締役　飯島　健二

乙：東京都新宿区西新宿三丁目７番１号
ビーウィズ・ドゥ株式会社
代表取締役　檜垣　一美

別　紙

承継権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲より承継する権利義務は以下のとおりである。

但し、本吸収分割による契約上の地位又は権利義務の移転が要同意事項、禁止事項又は解除・終了事由となっている契約について、効力発生日までに契約上の地位の承継等について契約の相手方から同意を取得できなかった場合には、当該契約は承継権利義務から除かれるものとする。また、権利義務の移転につき関係官庁その他第三者の許認可または承諾等を要するものは、当該許認可または承諾等の取得を条件とする。

１．資産

本吸収分割により乙が甲から承継する資産は本対象事業に属する以下の資産とする。

No.	資産名称	種類	令和８年10月末日 時点簿価
1	【業務支援】点字ディスプレイ	工具器具備品	１円
2	【業務支援】点字ディスプレイ	工具器具備品	１円
3	【業務支援】点字ディスプレイ	工具器具備品	１円
4	【ｼｪｱｰﾄﾞｻｰﾋﾞｽU】点字ディスプレイ	工具器具備品	１円

２．負債（後記「３．雇用契約」に承継対象として定める義務を除く。）

該当なし

３．雇用契約

本対象事業に従事する以下の従業員の内、効力発生日において甲に在籍している従業員に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務（但し、効力発生日の前日までに当該雇用契約に基づいて発生した債権債務を除く。）。

なお、以下の従業員に含まない者であっても、本契約締結日以降、本対象事業に従事することを予定して甲に雇用されることとなった者にかかる雇用契約については、甲乙間による別段の定めが無い限り、本項に基づく乙の承継対象とみなすものとする。但し、その場合、甲は、当該承継対象とみなされる労働者の一覧を「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（平成十二年五月三十一日法律第百三号）第２条第３項第１号に定める通知期限日の前日までに、乙に通知するものとする。

No.	社員番号
1	121465
2	121814
3	121815
4	121816
5	122284
6	122822
7	123488

No.	社員番号
40	131753
41	132007
42	132008
43	132084
44	132165
45	132255
46	132298

No.	社員番号
8	124338
9	124907
10	125593
11	125594
12	125837
13	127204
14	127847
15	127935
16	128039
17	128182
18	128373
19	128519
20	128551
21	128575
22	128601
23	128985
24	129054
25	129055
26	129181
27	129200
28	129353
29	129484
30	129489
31	129784
32	129903
33	129948
34	130276
35	130493
36	130532
37	130627
38	131135
39	131354

No.	社員番号
47	132348
48	132378
49	132389
50	132390
51	132426
52	132500
53	132736
54	132815
55	132816
56	132831
57	132899
58	132948
59	132957
60	132963
61	132964
62	133104
63	133208
64	133597
65	133598
66	133599
67	133708
68	900332
69	901810
70	902862
71	903003
72	903323
73	903556
74	903696
75	133717
76	133746[1]

4．契約上の地位

乙は、甲を当事者とする本対象事業に関する以下の契約のうち、効力発生日において有効に存続している契約について、その契約上の地位を甲から承継するものとする。但し、

[1] 承継対象の労働契約の No.76 は、2026 年 11 月 16 日に入社し本対象事業に従事することを予定している者 1 名である。

乙は、効力発生日前日までに当該契約に基づいて発生した債権債務については、甲から承継しない。

No.	契約年月日	契約書名	契約先	備考
1	2026年3月26日	注文書	有限会社エクストラ	PC画面読上ｿﾌﾄ(JAWS Pro SMA)×4

5．許認可等

該当なし

6．情報等

甲は、本対象事業に関するもので、本対象事業の運営上必要と認められる情報等を乙に移転し、乙はこれを承継するものとする。

以上

別紙２　吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

（添付のとおり）

貸借対照表　（2026年９月１日現在）

ビーウィズ・ドゥ株式会社

（単位：百万円）

科　目	金　額		科　目	金　額
（資　産　の　部）			（負　債　の　部）	
流動資産	30		負債合計	―
未収入金	30		（純 資 産 の 部）	
			株主資本	30
			資本金	30
			純資産合計	30
資産合計	30		負債及び純資産合計	30